

議案第 92 号

伊賀市新型コロナウイルス感染症対策基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定  
について

伊賀市新型コロナウイルス感染症対策基金の設置、管理及び処分に関する条例を次のとおり制定しようとする。

令和2年7月1日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市新型コロナウイルス感染症対策基金の設置、管理及び処分に関する条例  
(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止、地域医療体制の維持、市民生活の支援及び地域経済の回復に関する施策に資するため、伊賀市新型コロナウイルス感染症対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、第1条に定める基金の設置目的に従い必要と認めるときは、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。